

各位

| | | |
|------|---------------------|---------|
| 会社名 | 株式会社Birdman | |
| 代表者名 | 代表取締役社長 | 吉川 元宏 |
| | (コード番号：7063 | 東証グロース) |
| 問合せ先 | 取締役経営企画室長 | 國松 晃 |
| | (TEL. 03-6865-1322) | |

役職員・当社関係者に対する有償ストック・オプション（第10回新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、2026年3月5日開催の取締役会において、下記のとおり第10回新株予約権（役職員・当社関係者に対する有償ストック・オプション）（以下、同日付「第三者割当による新株式発行及び第9回新株予約権の発行並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」記載の第9回新株予約権と併せて「本新株予約権」といいます。）の発行（以下、同日付「第三者割当による新株式発行及び第9回新株予約権の発行並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」記載の本新株式の発行及び第9回新株予約権の発行と併せて「本第三者割当」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本第三者割当については、2026年3月30日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において本第三者割当に関する議案が承認されることを条件としております。

記

1. 発行の目的及び理由

第10回新株予約権の発行は、中期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、当社の業績向上に対する当社役職員・当社関係者の貢献意欲を高めることにより、企業価値向上に資することを目的として付与するものです。

2. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関である山下会計事務所（所在地：奈良県生駒市北大和2丁目29番地2、代表者：山下互相）（以下「本算定機関」といいます。）に依頼し、第10回新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

本算定機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の第10回新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価115円（2026年3月4日の終値）、行使価額150円、流動性ディスカウント（30%）、配当率（0%）、リスクフリーレート（2.123%）、ボラティリティ（86.09%）、クレジット・コスト（61.5%）及び1日当たりの売却可能株式数（直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高の10%）等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間（2026年4月1日から2028年3月31日まで）その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、第10回新株予約権1個の発行価額を12.32円（1株当たり0.123円）と算定いたしました。

上記、本算定機関が評価算出した第10回新株予約権1個の評価額12.32円（1株当たり0.123円）は、第10回新株予約権の諸条件、第10回新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の

株価の推移、第10回新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮すべきとの考えを前提にしており適正価額であると判断しております。

第10回新株予約権の行使価額は、役職員・当社関係者に対するストック・オプションとして当社の成長に貢献してもらうためのインセンティブとして、当社直近の株価より高く本新株式の発行価額と同額である150円としており、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日である2026年3月4日の当社普通株式の終値115円から30.43%のプレミアム、当該直近営業日までの1カ月間の終値平均である124.17円から20.80%のプレミアム、当該直近営業日までの3カ月間の終値平均である133.22円から12.60%のプレミアム、当該直近営業日までの6か月間の終値平均である165.63円から9.44%のディスカウントとなっております。

当社といたしましては、払込金額が算定結果である評価額と同額以上で、割当予定先との間で協議を経て決定されているため、第10回新株予約権の発行価額は有利発行に該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断しております。

なお、当社監査等委員会から第三者算定機関である本算定機関は、当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、第10回新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額を上回る13円を払込金額として決定しており、特に有利な条件での発行に該当せず適法である旨の意見が述べられております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ6,666,700株（議決権数66,667個）及び24,133,400株（議決権数241,334個）の合計30,800,100株（議決権数308,001個）となり、2025年12月31日現在の発行済株式総数27,053,500株（議決権数270,489個）に対して、本新株式の発行により24.64%（議決権比率24.65%）、本新株予約権の発行により89.21%（議決権比率89.22%）の合計113.85%（議決権比率113.87%）の希薄化が生じます。

したがって、希薄化率が25%以上となることが見込まれることから、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に基づき、独立した第三者からの意見の入手又は株主の意思確認のいずれかの手続きを要することとなりますが、当社は本第三者割当の妥当性について、株主の意思確認を実施することとし、2026年3月30日開催予定の臨時株主総会に付議することとしております。また、本新株式の発行及び本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数30,800,100株を行使期間である2年間（245日／年営業日で計算）で売却するとした場合の1日当たりの数量125,715株となり、当社株式の過去6ヵ月間における1日当たりの平均出来高505,134株の24.89%であり（なお、参考として、1年間（122日／年営業日で計算）で売却するとした場合の1日当たりの数量252,460株となり、当社株式の過去6ヵ月間における1日当たりの平均出来高505,134株の49.98%であり）、これらの売却が市場内にて短期間で行われた場合には、当社の株価に影響を与える恐れがありますが、本新株式及び第9回新株予約権の割当予定先は一度に第9回新株予約権の行使金額の総額の行使を行うだけの資金を保有しておらず、第9回新株予約権の行使については、本第三者割当により取得した新株予約権の行使により取得した当社普通株式を市場で売却し、売却資金をもって、権利行使を繰り返す方針であること、また、本新株式及び第9回新株予約権の割当予定先から当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭にて確認していることから、本第三者割当が及ぼす株価への影響は限定的となるよう本新株式及び第9回新株予約権の割当予定先からも配慮されているものと考えております。

これらを踏まえ、当社は、本第三者割当によって、資本充実に伴い財務体質を改善させ、当社グループの事業拡大を推進していくことが、早期に収益を拡大するための最良の選択であるとともに、中長期的に安定した経営基盤を構築することにつながり、ひいては当社グループの企業価値向上及び既存株主の株式価値向上につながるものと考えております。

3. 募集の概要

| | |
|---|---|
| <p>(1) 新株予約権の割当ての対象者及び割り当てる新株予約権の数</p> | <p>当社取締役 3名 8,055個 当社従業員 9名 11,135個 日置譲 720個 野村大 720個 亀山裕太 720個 本田あかね 720個 久保田孝之 1,120個 岩田通明 2,405個 羽二生博志 2,405個</p> |
| <p>(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数</p> | <p>普通株式2,800,000株（新株予約権1個につき100株）</p> |
| <p>(3) 新株予約権の総数</p> | <p>28,000個（新株予約権1個につき100株） なお、割当株式数は、第10回新株予約権の割当日後、発行会社が株式分割（発行会社の普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、第10回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後割当株式数＝調整前割当株式数×分割（または併合）の比率</p> <p>第10回新株予約権の割当日後、発行会社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、発行会社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。</p> |
| <p>(4) 新株予約権の払込金額</p> | <p>総額364,000円（新株予約権1個当たり13円） なお、「2. 発行条件等の合理性（1）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容」に記載のとおり、有利発行には該当しない。</p> |
| <p>(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその1株当たりの金額（行使価額）</p> | <p>420,000,000円（1株あたり150円） 第10回新株予約権の割当日後、発行会社が株式分割（発行会社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$ |
| <p>(6) 新株予約権の権利行使期間</p> | <p>2026年4月1日から2028年3月31日まで</p> |
| <p>(7) 新株予約権の行使の条件</p> | <p>1. 1個の第10回新株予約権の一部のみの行使はできない。 2. (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、従業員または当社関係者（業務委託契約を締結している個人及び法人の代表者や従業員であり、当社実務に携わっている者）であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、その死亡時において新株予約権者本人が行使しうる株式数を上限と</p> |

| | | |
|------|---------------------------------------|--|
| | | してこれを行行使することができる。 |
| (8) | 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額 | 第10回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。 |
| (9) | 新株予約権の取得に関する事項 | <p>当社は、第10回新株予約権者につき以下の事由が生じた場合は、当該第10回新株予約権者が保有する全ての第10回新株予約権を、1個当たり無償で取得する。</p> <p>(1) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(7)新株予約権の行使の条件に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得する。</p> <p>(2) 当該第10回新株予約権につき以下の事由があったとき。</p> <p>① 法令または発行会社等の内部規定に対する重大な違反行為</p> <p>② 禁錮以上の刑に処せられた場合</p> <p>③ 当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合</p> |
| (10) | 新株予約権の譲渡制限 | 譲渡による新株予約権の取得について、当社取締役会の決議による承認を要する。 |
| (11) | 組織再編行為時における新株予約権の取扱い | <p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する第10回新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき第10回新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>①交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が有する第10回新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>②新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式。</p> <p>③新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>④新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>⑤新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件発行要項に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> |
| (12) | 新株予約権の割当日 | 2026年3月31日（火曜日） |

| | |
|----------|--|
| (13) その他 | <p>上記の各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。</p> <p>2026年3月30日開催予定の臨時株主総会における①大規模な希薄化に関する議案が承認されること、②本臨時株主総会において、当社定款の変更(発行可能株式総数の増加)に関する議案が承認(特別決議)されることを効力発生条件としております。</p> <p>当社は、割当予定先との間で、払込期日までに募集新株予約権引受契約を締結する予定です。</p> |
|----------|--|

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 第10新株予約権の発行により調達する資金の額(差引手取概算額)

| | |
|----------------------------|--------------|
| ① 払込金額の総額 | 420,364,000円 |
| 第10回新株予約権の払込金額の総額 | 364,000円 |
| 第10回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 420,000,000円 |
| ② 発行諸費用の概算額 | 3,342,000円 |
| ③ 差引手取概算額 | 417,022,000円 |

(注) 1. 上記払込金額の総額は、第10回新株予約権の払込金額の総額(364,000円)に第10回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(420,000,000円)を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額は、新株予約権公正価値算定費用、調査費用の合計額です。なお、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

3. 払込金額の総額は、全ての第10回新株予約権が行使されたと仮定して算出された見込額です。第10回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した第10回新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

第10回新株予約権の募集は、中期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、当社の業績向上に対する当社役職員・当社関係者の貢献意欲を高めることにより、企業価値向上に資することを目的として付与するものであり、資金調達を目的としておりません。当社関係者につきましては、当社と業務支援関係にあり、継続的に支援を行っていただく予定です。当社の広告市場に属するマーケティングソリューション事業(以下「MS事業」といいます。)および、エンタメ・コンテンツ市場において展開するエンターテインメントトランスフォーメーション事業(以下「EX事業」といいます。)を安定的に遂行するためにも、当社役職員・当社関係者に対して第10回新株予約権を付与することで、当社の業績達成、企業価値向上のインセンティブを最大限に発揮する必要があると考えております。

第10回新株予約権の行使については、上記「3. 募集の概要」に記載する新株予約権の行使の条件を満たすことで可能となります。加えて行使の決定は新株予約権の割当てを受けた者の判断に委ねられるため、第10回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。

したがって、手取金の具体的な使途については、人員増加に備えた本社改装費やコーポレートガバナンスの強化に向けたバックオフィス業務の人員補強財務や経理を重点的に管理していただく会計士や社内規定等を法務的な側面から見直し管理をしていただく弁護士など、士業の資格を持ち専門的知見を要する業務についての外部専門家への業務委託費用に充当する予定であります。具体的には行使により払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。また、行使による払込みがなされた場合、上記充当期間までの資金管理につきましては、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

第10回新株予約権の発行は、当社役職員・当社関係者に対して、当社の業績達成及び企業価値の増大に対する意欲及び士気を向上させるインセンティブを付与することを目的として割当てるものであり、資金調達を目的とはしておりません。しかしながら、本新株予約権の行使により得られた資金を事業活動に投入することから、中長期的な企業価値の向上、ひいては株主利益の向上に資するものであり、十分な合理性があるものと判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

| | | |
|-------------------------------------|---|--|
| (1) 名 | 称 | 日置 譲 |
| (2) 住 | 所 | 神奈川県横浜市 |
| (3) 職 業 の 内 容 | | ・経営全般に係わる方針及び計画の策定に関する業務 ・組織、制度、業務の改善等に関する業務 ・その他付随する業務 |
| (4) 上 場 会 社 と 当 該 個 人 と の 関 係 | | 業務委託先になります。 株式会社海帆の正社員であり、 株式会社Kaihan Medicalの取締役でもあります。 |

| | | |
|-------------------------------------|---|---|
| (1) 名 | 称 | 野村 大 |
| (2) 住 | 所 | 神奈川県三浦郡 |
| (3) 職 業 の 内 容 | | ・予算方針立案、編成、実績管理に関する業務 ・中期経営計画の立案、編成、実績管理に関する業務 ・その他付随する業務 |
| (4) 上 場 会 社 と 当 該 個 人 と の 関 係 | | 業務委託先である、株式会社ワーク・トラスト・インターナショナルの代表取締役になります。 株式会社海帆の正社員であります。 |

| | | |
|-------------------------------------|---|--|
| (1) 名 | 称 | 亀山 裕太 |
| (2) 住 | 所 | 愛知県名古屋市 |
| (3) 職 業 の 内 容 | | ・法令関係の重要文書の作成、審査に関する業務 ・その他付随する業務 |
| (4) 上 場 会 社 と 当 該 個 人 と の 関 係 | | 業務委託先になります。 株式会社海帆の正社員であり、 株式会社Kaihan Medicalの取締役でもあります。 |

| | | |
|-------------------------------------|---|---|
| (1) 名 | 称 | 本田 あかね |
| (2) 住 | 所 | 愛知県名古屋市 |
| (3) 職 業 の 内 容 | | ・経理、財務（会計監査、税務、資金管理等）全般に関する業務 ・その他付随する業務 |
| (4) 上 場 会 社 と 当 該 個 人 と の 関 係 | | 業務委託先である有限会社ASTの正社員になります。 株式会社海帆の正社員であります。 |

| | | |
|---------------|---|------------------------------------|
| (1) 名 | 称 | 久保田 孝之 |
| (2) 住 | 所 | 東京都渋谷区 |
| (3) 職 業 の 内 容 | | ・ブランディング・統合セールスプロモーションの企画、運営に関する業務 |

| | |
|-------------------|--|
| | ・営業支援・販売促進等の運営に関する業務 ・その他付随する業務 |
| (4) 上場会社と当該個人との関係 | 業務委託先になります。 新規事業開発本部の本部長として迎え入れる予定となっております。 |

| | |
|-------------------|--|
| (1) 名 称 | 岩田 通明 |
| (2) 住 所 | 東京都港区 |
| (3) 職 業 の 内 容 | ・対外広報に関する業務 ・その他付随する業務 |
| (4) 上場会社と当該個人との関係 | 業務委託先である、株式会社ロックフィールドの代表取締役になります。 株式会社海帆の正社員であり、株式会社Kaihan Medicalの取締役でもあります。 |

| | |
|-------------------|--|
| (1) 名 称 | 羽二生 博志 |
| (2) 住 所 | 東京都港区 |
| (3) 職 業 の 内 容 | ・法令関係の重要文書の作成、審査に関する業務 ・訴訟関係業務の取扱い及びそれに伴う弁護士等関係者との折衝に関する業務 ・その他付随する業務 |
| (4) 上場会社と当該個人との関係 | 業務委託先である株式会社R i Fの代表取締役になります。 株式会社海帆の正社員であり、株式会社Kaihan Medicalの代表取締役でもあります。 |

- (注) 1. 第10回新株予約権の割当予定先のうち、当社関係者について記載しております。
2. 割当予定先の概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2026年3月5日現在におけるものであります。
3. 当社は、割当予定先である当社関係者について、反社会的勢力等と何らかの関係の有していないかを確認するため、独自に専門の第三者調査機関である株式会社TMR（代表取締役：高橋新治、住所：東京都千代田区神田錦町1-19-1 神田橋パークビル6階）に割当予定先について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2026年2月6日、割当予定先に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。また、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けております。以上から総合的に判断し、当社は、割当予定先については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社が短期間で何度も経営陣が代わった事により、不安を感じた主要な人材が流出してしまいました。

現代表取締役の吉川が着任した際には、主要業務に支障が出る一步手前の状況となっております。

すぐに当社業務を支える、対応のできる人材を補強する事は困難と考え、株式会社海帆にて吉川と共に事業再編を行ってきたメンバーに協力を仰ぎ、現在においても兼務となりますが当社業務に従事していただいております。

今後は適切な人材を、時間をかけて選定して採用活動を継続し、社内内製化ができるようになるよう考えておりますが、現状は欠かせない主要業務を担う人員となっております。

第10回新株予約権は、そのような困難な状況に協力いただいた当社関係者に対して、当社の

長期的成長に対するインセンティブを付与することを目的とし、当社の企業価値・株主価値の向上を目指してストック・オプションとして発行するものであります。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、第10回新株予約権の行使により交付する当社普通株式について、割当予定先との間で継続保有に関する書面での取り決めは行っておりません。

当社関係者は当社の業務に関わる者であることから、インサイダー取引規制（金融商品取引法166条）の対象となり得ます。そこで、当社は、当社関係者に対して、インサイダー取引規制の対象となり得ることを明確に説明し、講習受講および株式売却時の承認手続きを経なければ取引を行えない体制といたします。具体的には、当社関係者（辞退者を含む）に対し、インサイダー取引規制に関する講習を実施し、インサイダー取引規制の内容および遵守事項について周知・徹底を図ります。講習実施後、当社において情報管理責任者（情報管理者）を設置し、重要事実の管理体制を明確化いたします。なお、第10回新株予約権の譲渡については、当社取締役会の事前承認が必要となっております。新株予約権の行使後に取得した株式の売却については、事前に社内承認手続きを必須とし、情報管理責任者による確認・承認を経た場合にのみ売却可能とする運用といたします。当該承認手続きは、社内の従業員と同様に、社外協力者についても同一のルールを適用いたします。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、新株予約権の払込に要する財産の存在につきまして、割当予定先の払込に概ね支障がない旨を面談時に口頭により確認をしております。また、第10回新株予約権の払込金額及び行使金額は、それぞれ1個当たり13円、1株当たり150円と比較的少額であること、割当先において新株予約権の一部を行使し株式の売却で得た資金により次の行使を繰り返すことも可能であることから、当社としても、かかる払込みに支障はないと判断しております。

7. 今後の見通し

本第三者割当による2026年6月期連結業績に与える影響は軽微であります。開示の必要が生じた場合には速やかに公表いたします。

8. 企業行動規範上の手続き

本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ6,666,700株（議決権数66,667個）及び24,133,400株（議決権数241,334個）の合計30,800,100株（議決権数308,001個）となり、2025年12月31日現在の発行済株式総数27,053,500株（議決権数270,489個）に対して、本新株式の発行により24.64%（議決権比率24.65%）、本新株予約権の発行により89.21%（議決権比率89.22%）の合計113.85%（議決権比率113.87%）の希薄化が生じます。

したがって、希薄化率が25%以上となることが見込まれることから、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に基づき、独立した第三者からの意見の入手又は株主の意思確認のいずれかの手続きを要することとなりますが、当社は本第三者割当の妥当性について、株主の意思確認を実施することとし、2026年3月30日開催予定の臨時株主総会に付議することとしております。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況その他

最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況その他については、2026年3月5日付「第三者割当による新株式発行及び第9回新株予約権の発行並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」の「10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況その他」をご参照ください。

1. 新株予約権の名称 株式会社 Birdman 第10回新株予約権 (以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金364,000円
3. 申込期間 2026年3月31日
4. 割当日及び払込期日 2026年3月31日
5. 募集の方法

| | | |
|-------|----|---------|
| 当社取締役 | 3名 | 8,055個 |
| 当社従業員 | 9名 | 11,135個 |
| 当社関係先 | 7名 | 8,810個 |

なお、上記の人数及び個数は上限数を示したものであり、本新株予約権に対する引受けの申込状況等により、割当てを受ける人数及び個数は減少することがある。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式2,800,000株とする(本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本項第2号及び第3号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 上調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第10項(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 28,000個
 8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個につき金13円
 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、金150円とする。
10. 行使価額の調整
- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社

の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{割当株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
 - ②株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
 - ③本号(4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本号(4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。)調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
 - ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本号(4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
 - ⑤本号(2)①から③までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(2)①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、上記(2)⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2)②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
11. 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨、その事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権の行使期間
2026年4月1日から2028年3月31日までとする。
13. 本新株予約権の行使の条件
- (1) 1個の本新株予約権の一部のみの行使はできない。
- (2) ア新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、従業員または当社関係者(業務委託契約を締結している個人及び法人の代表者や従業員であり、当社実務に携わっている者)であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- イ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、その死亡時において新株予約権者本人が行使しうる株式数を上限としてこれを行使することができる。
14. 新株予約権の取得事由
当社は、本新株予約権者につき以下の事由が生じた場合は、当該本新株

予約権者が保有する全ての本新株予約権を、1個当たり無償で取得する。

(1) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記13に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得する。

(2) 当該本新株予約権につき以下の事由があったとき。

- ① 法令または発行会社等の内部規定に対する重大な違反行為
- ② 禁錮以上の刑に処せられた場合
- ③ 当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任しまたは就任することを承諾した場合

15. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得について、当社取締役会の決議による承認を要する。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、所定の行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名押印した上、第11項に記載の行使期間中に第19項及び第20項に記載の行使請求の受付場所に提出しかつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。なお、本項に従い行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。

(2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類が、不備なく第19項に記載の行使請求受付場所に提出され、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生する。

19. 行使請求受付場所

株式会社Birdman
東京都渋谷区松壽一丁目5番3番

20. 払込取扱場所

東京都港区北青山三丁目6番1号
株式会社三菱UFJ銀行 原宿支店

21. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い
当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株

式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

② 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式。

③ 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

④ 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

⑤ 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

発行要項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

22. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については2026年3月5日（木曜日）開催の当社取締役会において決議している。
- (3) 上記各項については、2026年3月30日開催予定の臨時株主総会における議案の承認を効力発生の条件とする。
- (4) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上